

筑紫野市いじめ防止基本方針

平成26年9月

筑紫野市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。これまでも、国や地方自治体、学校において様々ないじめの未然防止、早期発見、早期対応の対策が行われてきました。しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

本市において、このような事態の発生を防ぐため、また、いじめから子どもを守るため、市民全員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、「いじめしない させない みのがさない」という強い決意でいじめ問題に対峙する必要があります。いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

そこで、市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び福岡県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、筑紫野市いじめ防止基本方針（以下「筑紫野市基本方針」という。）を策定しました。

この「筑紫野市基本方針」では、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの人間形成、健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

また、筑紫野市立学校においては、筑紫野市基本方針が定める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処することとしています。

目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～4

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 筑紫野市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止等に向けた考え方

第2章 いじめの防止等のために筑紫野市が実施する施策・・・・・・・・・・ 5～8

- 1 筑紫野市いじめ問題等対策連絡協議会の設置
- 2 筑紫野市いじめ防止等対策委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
 - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
 - (2) いじめに対する措置
 - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
- 4 その他の事項

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・ 9～12

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
- 2 学校の組織づくりに向けて
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて
 - (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) 学校運営協議会等の活用

1 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体
- (4) 調査を行うための組織
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- (6) その他留意事項
- (7) 調査結果の提供及び報告
 - ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - イ 調査結果の報告

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- (1) 再調査
- (2) 筑紫野市いじめ問題調査委員会
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるかを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりす

る。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、家庭、地域や社会の宝である。一人一人の子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、よりよい社会への発展、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは様々な集団の中での人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者のよさを発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活や活動ができる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で、所属感を持ち、自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活や活動の場に、他者を排除したり、攻撃したりするような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つこととする。

そこで、いじめを防止するための基本理念を次の通り示す。

- (1) いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこととする。
- (2) いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行うこととする。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護する

ことが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行うこととする。

3 筑紫野市いじめ防止基本方針策定の目的

筑紫野市基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止等に向けた考え方

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たすこととする。

<市として>

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの防止及び早期発見、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめへの対処のための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

<学校として>

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

<保護者として>

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

<子どもとして>

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第2章 いじめの防止等のために筑紫野市が実施する施策

市は、筑紫野市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

具体的には、いじめの防止等のための、

- ・子どもの人間形成、健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・県が実施する調査と連携した学校はいじめ問題への取組状況の把握
- ・学校における組織の設置に必要な情報提供や地域内関係機関との連携体制の構築
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教育委員会作成）、「人権感覚育成プログラム」（筑紫野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）作成）等を活用した研修による教職員の資質の向上
- ・道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の充実、学級活動の充実、人間関係をつくる教育活動の実施等、いじめを生まない教育活動
- ・いじめアンケート等の月1回の実施や教育相談活動の実施等の取組
- ・「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの防止に向けた啓発活動
- ・いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表
- ・いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制の構築

等を推進する。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（筑紫野市個人情報の保護に関する条例（平成19年筑紫野市条例第26号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 筑紫野市いじめ問題等対策連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市、教育委員会、学校、福岡児童相談所、福岡法務局筑紫支局、福岡県筑紫野警察署、その他の関係者により構成される、「筑紫野市いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 筑紫野市いじめ防止等対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例により、「筑紫野市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

この対策委員会は、弁護士や医師、心理に関する専門的な知識及び経験を有する者、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発に努める。

ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、12月の人権週間の期間や、福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における関係団体等との連携した取組の推進に努める。

- ・12月の人権週間、「いじめ撲滅月間」にあわせた、いじめ防止の標語、ポスターの作成や掲示等の実施

エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

- ・各学校での月1回のいじめ発見のためのアンケート調査の実施
- ・11月に、市で統一したアンケート用紙による調査の全校実施と結果集約

オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

- ・電話相談（ヤングテレホン）、教育相談、スクールカウンセラー体制の整備等

カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・教職員向け手引き等を作成・活用し、管理職への研修の実施
- ・教職員向け手引き等を作成・活用し、生徒指導主事及び生徒指導担当者、人権教育推進担当者、道徳教育推進教師等への専門性を高める研修の実施
- ・各学校で、教職員向け手引を活用した校内研修の実施

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめに対する措置

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校で

の適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点

- ・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 その他の事項

市は、筑紫野市基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、当該基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、教育委員会は学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、県の基本方針及び筑紫野市基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した学校基本方針については、学校だよりや学校のホームページなどで公表する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1) 学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基

本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを校内いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される校内いじめ対策委員会を組織する。日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「校内いじめ問題対策委員会」や「生徒指導委員会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。

校内いじめ対策委員会の役割は、具体的には、

- ・学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断を行う役割
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核としての役割

などが考えられる。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめを生まない教育活動の推進

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考

え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のため、教育活動全体を通じて、県の基本方針に基づき、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進するよう努める。特に、「人間関係・集団づくりの推進」については、学級や学校における生活上の諸問題の解決を図る話し合い活動や、望ましい人間関係の形成を図る指導などの学級活動を重視する。

また、日々の授業においては、生徒指導の機能を活かした授業改善に努める。そのために、「児童生徒に自己存在感をもたせること」、「共感的人間関係を育成すること」、「自己決定の場を設定すること」の3つの指導上の留意点を授業に盛り込むことが大切である。

さらに、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、「人権感覚育成プログラム」等の活用により、児童生徒一人一人の自尊感情を育成し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員は、いじめ防止に係る研修や教職員の人権感覚を高めるための校内研修を計画的に実施するなどして、指導の在り方に細心の注意を払い、教師自身の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないようにする。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、教職員は、日頃から、自らの人権感覚を磨き、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教育委員会作成）にある「チェックポイント」を活用し、全教職員で、日常的・継続的に児童生徒一人一人の学校生活の様子を把握する等、具体的な取組を盛り込む。

あわせて、学校は、「学校生活アンケート」やいじめに特化したアンケート、教育相談の定期的な実施、相談ポストの設置等により、児童生徒がいじめを訴

えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込むようなことがあってはならない。迅速に、報告・連絡・相談を行い、校内いじめ対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、学校での適切な指導・支援を行うとともに、被害者の意向にも配慮して、警察に相談・通報し、連携して対応していくことで、被害児童生徒を守る。

(4) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や中学校区の児童生徒の健全育成を目指す「中学校区拡大生徒指導会議」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、

児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告するとともに、県教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、対策委員会を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引き等を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要で

ある。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこととする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議策定）を参考とすることとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長及び県教育委員会に報告する。

アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記（７）－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

（２）筑紫野市いじめ問題調査委員会

市長は、上記（１）の再調査を実施するために市長の附属機関として、条例により、「筑紫野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置する。

この調査委員会は、弁護士や医師、心理に関する専門的な知識及び経験を有する者、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

（３）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、指導主事や学校の課題解決のための支援事業に係る専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家を活用した支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。